かとうマネジメントニュース

＝チョットいい話＝

税理士 加藤二裕
司法書士 加藤　裕

〒270-0034
松戸市新松戸２－36－１
フラワーキャッスル壱番館202
TEL　047（349）6111
FAX　047（349）6112
http://kato.zei-mu.net
e-mail:info@kato.zei-mu.net

スプレーマム

10月

2018（平成30年）
神無月　－OCTOBER－
８日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

ワンポイント　たばこ税の見直し

10月からたばこ税の税率等が見直されます。紙巻きたばこについては、国及び地方のたばこ税の税率を４年かけて１本当たり３円増額し、急速に市場が拡大している加熱式たばこについては、新たに課税区分を設けた上で、製品特性を踏まえた課税方式に５年かけて見直されます。

10月の税務と労務

国　税	9月分源泉所得税の納付	10月10日
国　税	特別農業所得者への予定納税基準額等の通知	10月15日
国　税	8月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）	10月31日
国　税	2月決算法人の中間申告	10月31日
国　税	11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）	10月31日
地方税	個人の道府県民税及び市町村民税の第３期分の納付	市町村の条例で定める日
労　務	労働者死傷病報告（7月～9月分）	10月31日
労　務	労災の年金受給者の定期報告（7月～12月生まれ）	10月31日
労　務	労働保険料第2期分の納付（労働保険事務組合委託の場合は11月14日）	10月31日

平成30年度税制改正
個人所得課税の見直しポイント

平成30年度税制改正では、前年度改正での配偶者控除・配偶者特別控除に続く個人所得課税の見直しとして、給与所得控除や公的年金等控除、基礎控除など広範囲にわたる見直しが行われました。

適用は、所得税が平成32年（2020年）分、個人住民税は平成33年（2021年）度分からとされていますが、企業の経営者や経理担当者としては、改正時点で一度整理しておきたいところですので、以下、説明します。

改正の概要

1　給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

近年、特定の企業等に属さずフリーランスとして仕事をしたり、子育てしながら在宅で仕事を請け負う、高齢者が長年培った能力や経験を活かし起業支援等の形で活躍するなど“働き方の多様化”が進んでいます。これを踏まえ、様々な形で働く人を応援する等の観点から、特定の収入にのみ適用される「給与所得控除」及び「公的年金等控除」の控除額を一律10万円引き下げる一方、「基礎控除」の控除額を同額の10万円引き上げます。

また、給与所得と年金所得の双方を有する場合の負担増に対応するため、片方に係る控除のみが減額される措置が設けられています。

2　給与所得控除の見直し

給与所得控除については、実額の勤務関連経費や諸外国の水準と比べても過大となっているとの指摘があることから、近年、段階的に上限が引き下げられています。今回もこの方針に沿って、一律10万円引き下げとは別に高所得者の給与所得控除の上限が引き下げられます。

具体的には、給与所得控除の上限が適用される給与等の収入金額の水準が改正前の1,000万円から850万円となり、その上限額は220万円から195万円となります（図1）。

これにより、給与等の収入金額が850万円を超える者については税負担が増加することになりますが、この場合でも子育てや介護に対して配慮する観点から、23歳未満や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増とならないよう調整する措置が講じられています。

なお、見直しに伴い給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等が変更されます。

3　公的年金等控除の見直し

公的年金等控除は、給与所得控除とは異なり控除額に上限がないことから、年金以外の所得がいくら高額でも年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるため、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みとの指摘がありました。そこで、一律10万円引き下げとは別に世代内・世代間の公平性を確保する観点から、年金以外に高額の収入がある者については、公的年金等控除を引き下げるとともに、控除額の上限が設定されました。

具体的には、公的年金等収入が1,000万円を超える場合は、控除額に195万5,000円の上限が設けられました。

また、公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合には、控除額を10万円引き下げ、2,000万円超の場合には控除額を20万円引き下げることとされました（図2）。

4　基礎控除の見直し

基礎控除は、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除するものですが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないかとの指摘がなされてきました。

改正では、これを踏まえ合計所得金額2,400万円超から控除額が逓減し、2,500万円超で消失する仕組みに見直されました（図3）。

なお、今回の見直しを踏まえて、年末調整で基礎控除の適用を受ける場合は、合計所得金額の見積額などを記載した「給与所得者の基礎控除申告書」の提出が必要となります。

5　基礎控除の引上げと給与所得控除の引下げに伴う所要の改正

基礎控除の引上げと給与所得控除の引下げに伴い、基礎控除と給与所得控除の金額等を踏まえて設定されている配偶者控除や扶養控除、雑損控除等の金額要件等が改正されました。

図１　給与所得控除の見直し　（財務省資料）

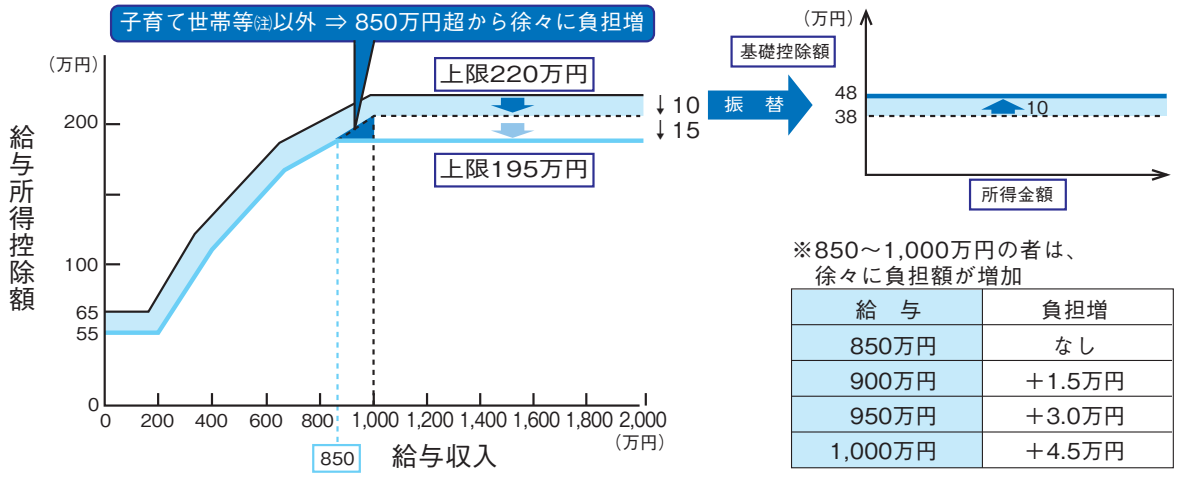

給　与	負担増
850万円	なし
900万円	＋1.5万円
950万円	＋3.0万円
1,000万円	＋4.5万円

（注）23歳未満の扶養親族を有する者及び特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等（いわゆる「介護」を受けている者以外の特別障害者を含む）

図２　公的年金等控除の見直し　（財務省資料）

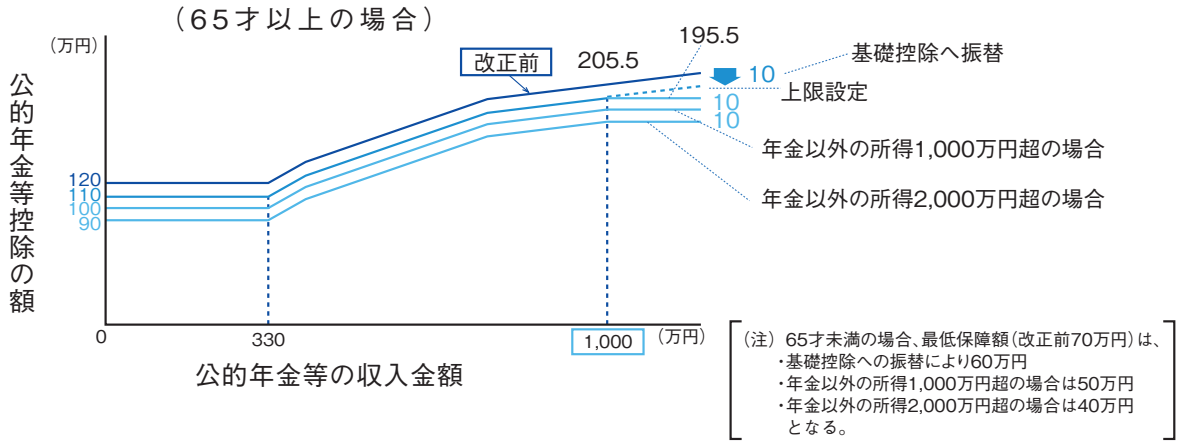

図３　基礎控除の見直し　（財務省資料）

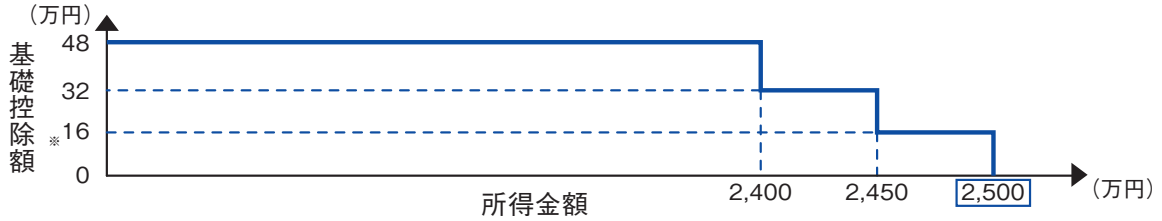

※個人住民税の基礎控除額はそれぞれ43万円、29万円、15万円

個人のe-Tax利用の簡便化

これまで個人がe-Taxを利用するには、マイナンバーカードを持っていたとしても、e-Taxの開始届出書を提出する必要がありました。また、電子署名をするためにICカードリーダライタが必要となっていました。

平成31年1月以降は、現行方式に加えて、①マイナンバーカード方式と②ID・パスワード方式という新たな方式が設けられることとなります。

① マイナンバーカード方式とは？

マイナンバーカードがあるときは、e-Taxの開始届出書の提出が不要になります。ただし、この場合は、電子署名をする必要があるので、ICカードリーダライタは必要です。

② ID・パスワード方式とは？

マイナンバーカードがないときは、税務署で職員と対面してe-Taxの開始届出書を提出すると、e-TaxのID・パスワードを受領することができます。このID・パスワードを使えば、確定申告をする際の電子署名が必要なくなり、ICカードリーダライタが不要になります。

さらに、スマートフォンやタブレットで所得税の確定申告書の作成ができるようになります。年末調整済みの会社員（給与所得者）で、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除を適用するときは、スマホ専用画面で簡単に確定申告書を作成することができます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタがなくても、ID・パスワード方式を利用して送信すれば、スマホだけで確定申告を完了させることができるようになります。この場合、申告書の控はPDF形式でスマホなどに保存できます。

これらの改正により、ますますe-Taxを利用しやすくなります。

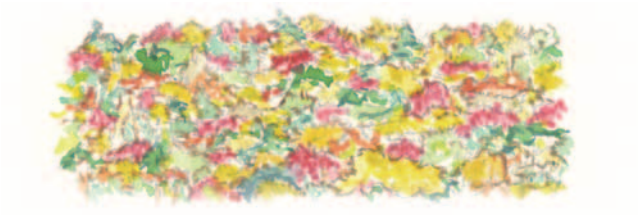

平成31年1月より国際観光旅客税が創設されます

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するために、国際観光旅客税が創設されました。

国際観光旅客税は、原則として、船舶又は航空会社（特別徴収義務者）が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客（国際観光旅客等）から出国一回につき1,000円を徴収し、これを国に納付する制度で、平成31年1月7日以後の出国から適用されることとなります。

ただし、2歳未満の者や適用日より前に発券された航空券で同日以後に出国する者等、一定の者については「国際観光旅客税」を支払う必要がありません。

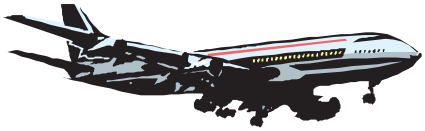

罰金や交通反則金などを負担したとき

法人がその役員や使用人に対して課された罰金、科料、過料、交通反則金を負担した場合で、その罰金等が法人の業務の遂行に関連してされた行為等に対して課されたものであるときは、法人の損金の額に算入しないこととされています。そのため、法人の決算において租税公課などで計上した場合には、申告書の別表で加算する調整をしなければなりません。

なお、負担した罰金等が法人の業務の遂行に関連しない行為等に対して課されたものであるときは、その役員や使用人に対する給与となり、源泉徴収の対象となります。罰金等を課されたのが役員である場合は臨時的な給与となるため、損金不算入となります。

また、個人事業主の場合も、罰金、科料、過料、交通反則金は、必要経費になりません。